

令和8年度マイナンバーカード未申請者及び期限切れ対象者への 通知発送業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度マイナンバーカード未申請者及び期限切れ対象者への通知発送業務委託

2 委託業務期間

契約締結日から令和8年12月31日まで

3 事業概要

国においては、令和6年12月からマイナ保険証(マイナンバーカードの健康保険証利用)を基本とする仕組みに移行するなど、マイナンバーカードの普及促進及び利活用を拡大し、国民の利便性を高める取組を推進している。

本市においても安全・安心で利便性の高いデジタル社会の早期実現を目指し、マイナンバーカードの普及促進に努めていく必要があることから、マイナンバーカードを未申請の方及びマイナンバーカードの有効期限が切れている方に対し、出張申請受付の利用を促す案内を送付することでマイナンバーカードの普及に寄与することを目的とする。

4 業務概要

マイナンバーカード未申請者へのお知らせ通知、出張申請一覧表の案内通知の印刷、送付用封筒の作成、封入封緘

5 業務内容

- 窓あき封筒の用意(長形3号横型)
- 用紙の用意
- 代行プリント処理(A4片面1枚、両面1枚)
- 紙折
- 封入封緘(封入物2点)
- 梱包(納品物の搬入を含む)

6 業務詳細

- (1) 印刷部数は1回の発送につき 25,000 通、期間中に2回の発送(9月末、11月末)を行う。
- (2) 同封物の有無、処理日程、納品日程など必要な事項に関して、事前に発注者と協議を行うこと。
- (3) 封入物のうち1点は可変箇所あり片面印刷(別添の参考通知参照)、もう1点は可変箇所なし両面印刷。
- (4) 可変部分に使用するデータは発注者で作成の上、受注者へ提供する。
- (5) 紙折は三つ折りとし、窓あき部分から送付先が見えるよう封入する。
- (6) 封入封緘時に破損・汚損が生じたときは原則として再処理を行い納品すること。なお、破損・汚損した物については、発注者と協議の上、必要に応じて納品すること。

8 納品場所

甲府市指定場所

9 遵守事項

(1) 再委託の禁止

受注者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に限りあらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 秘密の保持

受注者は、本件業務遂行に関連して、発注者から秘密である旨指定された情報を秘密として取り扱い、その管理に必要な措置を講ずるものとする。

(3) 情報保護に関する取り組み等

受注者は、本業務の遂行にあたっては、職務上知り得た情報および付随する事項について、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例(平成15年12月15日条例第42号)その他関係法令を遵守し、個人情報の取扱いについては十分な配慮、適切な対応を行うこと。本業務を退いた後も同様とする。

(4) 個人情報取扱特記事項の遵守

受注者は、この契約による業務を行うにあたり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(5) 報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本件業務の履行状況について報告を求め、調査を行うことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。

(6) その他

本仕様書に疑義が生じた場合、受注者は直ちに発注者に申し出て、双方協議するものとする。なお、仕様書に記載のない事項についても、当然必要と認められることは、協議の上受注者の責任において適正に実行すること。

以 上